

## 明治漁業の変貌過程—響灘海岸漁村

新 宅 勇

### 一、はしがき

①近世封建社会は、本百姓を公的構成者とする農村を郷村制（藩政村）として把握し、封建的支配、統制および貢租納入の単位とすることによって幕藩体制は確立されていた。ところが、明治維新によってあらゆる封建体制は解体され、資本主義の拡大発展過程の進行につれ明治時代の漁業は、漁船の規模、動力化につれ漁場も沿岸から沖合へ、遠洋漁業へと発展するにいたった。

漁撈形態も、②漁船の大型化、雇用労働の増大、漁場の発展等は各地に労働市場を発達させ、漁業の資本主義化の基礎を形成して行った。漁網は明治前期の藁網（近世の延長）、中期の麻網と発展し、この期には日本の工業はマニユファクチュア工業から機械化工業へと進展するにつれ漁網は新たに綿網が登場して行き、このために漁獲量は増大した。

消費形態はかつては農村向けの魚肥中心から、産業機構の改革発展につれて都市に人口が集中し、交通形態も発達して漁獲物の流通範囲が拡大し、水産物の加工量も増大して行った。

以上、明治漁業の発展的変貌過程の中であつて、響灘海岸（特に地域として赤間関―豊浦郡粟野村まで）の漁村がどんな変貌過程をたどつたか。明治時代を前期、中・後期に分け、問題点を指摘しつつ、主要漁業であつた大敷網、イワシ網、手繰網、タイ網漁業等を取りあげ漁村構造を追求して行きたい。

## 二、明治維新後の漁業制度の改革と発展

藩政時代の漁場に対する考え方は、磯猟と沖猟に分けられていた。磯猟は小規模漁業に分かれた根付き漁業であつて、地元部落民の平等入会漁場であつた。これに対し、沖猟は原則的に平等使用の原則に支配された入会漁場であつた。⑧形態は、部落専有の入会制から個人主義的私有財産的独占形態の過渡的形態と見ることができるとしている。

明治維新时期における漁場制度の再編成過程は、旧慣を基調とするものであつた。明治政府は従来の租税体系を廃止し、明治八年には太政官布告をもつて海区官有宣言（海区借区制）を採用した。漁場制度は複雑で、⑨新政府官僚の理解し得なかつたところから、漁場制度は放置されて結局は旧慣を基調とするものに落着いた。

漁業取締りも「⑩可成従来ノ慣習ニ従」うこととしたが、海面官有宣言はくずさず、漁場占有利用権は旧慣により、そこから府県税として借区料をとる形としたものである。明治政府が漁場に対する占有利用関係の統制は、漁業の確保と増額のための財政的基礎をうちたてる必要な措置でもあつたといえよう。

要するに明治初期の漁業が停滞し発展がおくれたのは、漁場制度の改革が不徹底に終わったことによる。海面官有宣言をしながら、一方においては旧慣を認めたため、沿岸漁業は低位停滞を続けざるを得なかつた。これが漁船の大形化、漁場の占有利用権の民主化が、特定個人持から漁業組合へという形で広く実現されていくのは明治中期から後

期にかけてである。⑥明治漁業法による漁場秩序の全面的否定に始まり、新設定の漁業権を調整機関を経て免許することになった。

### 三、明治前期の漁業と問題点（明治一〇年まで）

#### 1 主要漁業は藩政時代の延長

江戸時代から明治の前期にかけて隆盛を極めた代表的な沿岸漁業はイワシ、マグロ、サバ、タイ等の南方性洄遊魚を対象とする諸漁業であった。漁法では、イワシ、サバ、アジ等の地曳網、船曳網、ボラ、マグロの建切網、地曳網大敷網、タイ漕網などであった。

⑦長門響灘海岸では豊浦郡湯玉浦に発生した西南系大敷網漁業は、旧藩時代より中心的業種であり、明治に入っても依然として主要漁業であった。

大敷網は当時は繩網を前網とし、袋網はモジ網をつけ昼夜敷置き一日に一〇〜一四回も引揚げたようである。漁船四艘で操業され、漁場は多くは一五〜二〇町沖合から遠いものでは陸地から一里二合沖合（小串村、川棚村）に及んでいた。

イワシ網漁業も旧藩時代と同様に中心的業種であり、この時代も鯛捕獲の目的は「肥し」のため干鯛<sup>ほしか</sup>製造に従事した。⑧イワシ網漁業の経営状態が大網か、中網か、小網かにより、経営規模も異り、従って純漁村か、半農半漁村に類別される。長門豊浦郡の漁村では、⑨地曳網漁で川棚村、宇賀村、神田下村では漁船数二〇艘、特に神田下村では漁撈者も一〇〇人に及ぶ大網形態であった。これに対し小串村、角島などは漁船五〜八艘の中網の形態をとり、室津

下村、神田上村、阿川村などは小網形態であった。これら地曳網は砂浜海岸で行われ、漁場は二〇町一里五合位の沖合から陸地に向けて網をおき廻し、船曳網は磯浜海岸で操業された。

## 2 漁網は藁、苧(麻)が用いられた時期

この時代は、大敷網の垣網は藁(繩)網で作製され、本網(袋網)は苧糸で作られたものであった。ブリ大敷網では入ってきたブリが繩網のために、網を破って逃げるものが多くみすみす漁獲を失った。このため中期(明治二五年頃)に進むにつれ苧糸で製造された網が中心となった。⑩日高父子が苧糸を使って日高式大敷網を創成し、これから大型定置網は麻糸で作製されるようになり、この様式が以後全国的に普及するに至った。

明治後期に至って、日本の資本主義的工業化が発展するにつれ、綿糸によって漁網が製造されるようになって、あらゆる漁業種に應用されて漁獲高も増大した。⑪麻糸と綿糸による漁網製造の地位が転倒したのは日露戦争以後のこととしている。

以上要するに⑫明治初期は、近世漁村の中心的業種であった特別漁業の地曳網漁業、定置網漁業の大敷網漁業は藩政時代の延長であり、これら代表的沿岸漁業はイワシ、マグロ、サバ等の回遊魚族を対象とするものは相次いで衰退の傾向をたどった。これに対し、中後期を迎えるに及んで⑬(1)漁網の藁繩から麻糸、綿糸化へと進み、(2)集魚灯使用の改革、(3)漁船の大型化、機械化、(4)外地出漁の伸長などによって、打瀬、旋網、流網といった行動性のある沖合漁業が漸次発展し、巾着網、改良揚繰網、角網など新漁法が出現するようになった。

明治時代に衰微した経営体数の減少過程としての一例として大敷網をあげれば第1表の通りである。

第1表 大敷網經營体数

郡別	明19	明34	郡別	明19	明34	郡別	日審	明19	明34
玖珂			都濃	2	1	豊浦	52	28	9
大島			佐波		2	阿武		21	4
熊毛		1	大津	16	5	計	52	67	22

備考 1. 長門豊浦郡大敷網代数 (沿岸漁業の地理学的研究 p.19)

2. 明19, 山口県 (特ニ一定ノ網代ヲ要スル漁場数) 二野植徳夫

3. 明34, 漁業法施行準備ニ関スル一件

四、明治中・後期の漁業と問題点 (明治一一年〜大正3年)

1 沿岸漁場の衰微と漁場の外延的拡大

長門豊浦郡響灘海岸の漁村はるか朝鮮海峡に臨み、陸棚が遠く対馬・朝鮮に続き、対馬海流が近くを流れ、古くから漁業生活上において自然的地理的条件にめぐまれた海域であった。

明治維新後、過去において漁業上の制約から解放された漁民はせきをきった流水の如く沖合から遠洋(当時として)へと出漁の形態をとるようになった。これら漁場の外延的拡大は漁業上の解放のみならず、伝統的に沿岸で漁業を続けていた特別漁業の地曳網、大敷網漁業等が衰微したことによる。これら回遊性魚族のイワシ、マグロ、サバ等の回遊状態が悪くなり漁獲量が年次的に減少した。

響灘海岸の漁村、特に⑥吉母浦の漁業者新田助九郎、安本道助、小西権蔵等の三名が、肩幅八尺五寸の漁船に、従

業者各々四名宛を引連れて巨濟島に出漁したのは明治一一年八月であった。彼等は同島沿海および釜山付近の漁場で鯛延繩漁業を操業し、その結果多大の漁獲をあげ満載して下関港に荷揚げした。下関はこれ以降漁港として、はたまた各地への輸送根拠地として、漁港的基礎がつけかわれていったのである。

これを伝え聞いた近隣の漁村吉見浦は明治一四年に、安岡浦は明治一六年に、小串浦は明治一七年にそれぞれ朝鮮近海に出漁するに至った。一方、吉母浦は明治一七年には珍島および济州島付近で鯛延繩漁業の操業をはじめていゝる。そして毎年八〜一八艘の船が出漁するにおよび、年々二万四〇〇〇円〜三万円程度の漁獲をあげた。

⑤朝鮮漁場は外国領海でありながら、比較的円満裡に操業ができたのは、明治九年の日韓修好条約とこれに続く明治一六年の日韓貿易規則があったからである。そして、明治二年の日本朝鮮通漁規則によって、領海三海里操業が安心してできるようになった。しかし、漁業税を納めることによって漁業免許の鑑札を受け、この形態は日韓合併までの規定によって漁業が行なわれたのである。

漁場の外延の拡大は朝鮮近海だけでなく、明治の後期になるにつれ福岡、大分、愛媛、長崎などの諸県海域に響灘海岸の漁民が出漁している。特に福岡、大分の各県との間にそれぞれ互に入漁契約を取りかわしている。⑥彦島海士郷浦と福岡県馬島、平松浦、大里浦、藍島、また彦島福浦と福岡県馬島、平松浦、藍島と、彦島西迫山と平松浦との関係など、それぞれ入漁契約をとりかわしている。また長門湯玉浦と愛媛県西宇和郡山崎村および大分県宇佐郡長崎町ともそれぞれ入漁契約を取りかわしている。

これら響灘海岸漁村と各県との入漁契約では入漁期間、入漁料、漁業種類、入漁契約年月が規定されている。この関係を示せば第2表の通りである。

第2表 響灘海岸漁村の他県に対する入漁契約

豊浦郡漁村	入漁海域	入漁期間	入漁料	漁種	契約年次
彦島海士郷浦	福岡県馬島沿海	10年	200円	サヨリ網, ヤズ網, ゴチ網, 底立網, エソ網, ガゼ網	明治29年1月
湯玉浦	愛媛県西宇和郡山崎村	2ヵ月	漁獲高 27%	鮑	" 29. 6
"	大分県宇佐郡長崎町	2年	網代料 収獲高 1/10... " 5/10...	鰯 漁 漁	" 31. 5
彦島海士郷浦	福岡県平松浦漁業組合	10年	年額 8円... 20円... 6円...	ガゼ網(藻引網) ゴチ網 鰯網	30. 4 " ↓ 37. 8
" 西迫山漁浦	"	17年	毎年 11円	藻手線網 小鯛曳網	" 41. 3
" 福浦	福岡県馬島漁業組合	20年	" 4円	鯛 釣 緒 長ノ緒	37. 5 " ↓ 38. 3
"	" 平松浦漁業組合	5年	" 20円	藻引網 小鯛, 児鯛	37. 5 " ↓ 41. 4
"	" 藍島漁業組合	20年	" 5円	鯛 釣	" 38. 1
彦島海士郷浦	" 大里浦漁業組合	3年	" 5円	蛸引網	" 38. 5
"	" 藍島漁業組合	11年	入漁料 530円	吾智網, 船立網, 鰹網, サヨリ網, 鰯網, 鱈網	" 43. 1

以上あげたように沿岸漁場の衰微にともない、出漁形態によって新に漁場開拓が行われ漁獲高も増大して行った。このように沿岸制約を打破して沖合、遠洋漁場に進出し得たのは一つには麻より綿糸網への転換であり、二つには漁船の無動力船から動力船化（明治三九年）による魚群追跡力の向上にもとづくものといえる。

第3表 豊浦郡漁網取調書（経過体数）

明治18年

	船隻網	大抜網	鰯網	鱒網	鰈網	鰹網	引網	手繰網	船網	長ノ緒	投網	立網	鱒網	底立網	鰹網	鱒網	鰯網	総網	
神田下村 (島戸浦)	2	6	2	5	2	2	4	1	19					1				2	
浦後		1	10				3	1				1	1						
室津下村		1	5	1		5	3				22	1	1	2					
清末村											2	22	2						
豊浦村											2	22	2						
富任村																			
阿川村	1	1	1											1					
貞光村									82		11								
安岡村									12				7					2	
神田上村		2						1										1	
吉見下村		2							11	9					6				
字賀下村		6																	
栗野村	3		1					4		1		1						1	
計	6	19	20	6	4	19	2	10	122	42	10	37	2	9	2	6	2	2	2

2 漁船、漁具の発達と産業的基礎の確立

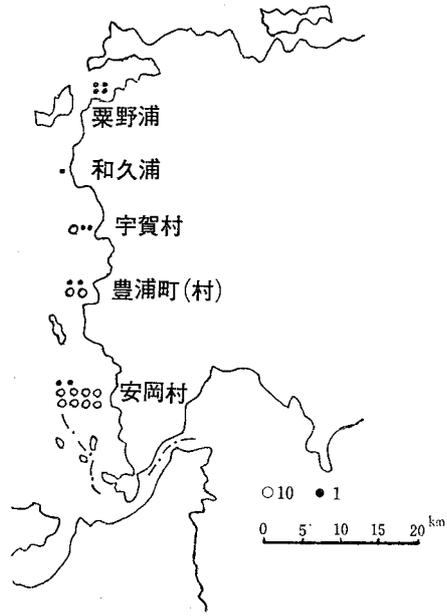
山口県では明治一八年に㊤漁網取調書、明治一九年には㊦網代取調書によって漁業種類および漁場調査を行っている。これら資料を長門豊浦郡だけを取り出しまとめたものが第3表および第4表である。

第4表 豊浦郡網代取調書(大数網)

明治19年

網代使用権	配分	使用料金	使用方法	漁期	大数網	村
阿川浦	漁業者、配分	5円	札	4~9月	1	阿川村
嶋戸浦(2)肥中浦(1)	積置、救助費	6円	"	3~6月	3	神田下村
角嶋	積置	6円	"	"	1	神田上村
和久浦	共有金	22円	"	4~10月	1	矢野浦
矢玉浦、(1, 休業)	"	20円	"	"	2	小川村
湯玉浦(2)二見浦(1)	"	21円, 14円, 15円	"	4~11月	3	宇賀村
小串浦	"	11円, 4円—	"	3~10月(休業(1))	3	小川村
松谷浦	"	6円	"	3~10月	2	小川村
瀬田後地村	—	なし	議	3~11月	1	瀬田後地村
室津下村	配分	7円, 12円, 5円	札	4~7月	3	室津下村
吉母村	"	15円, 5円	"	"	2	室津下村
大カ浦、蓋井島	大カ浦、蓋井島配分	15円, 18円	"	4~7月(休業(1))	3	蓋井島村
東島(下村)共有	配分	20円	"	3~7月	1	蓋井島村
"	"	10円	"	"	1	永田見村

漁網取調書によれば経営体数は第3表の通りであるが、漁業として技術的に砂浜海岸の漁場では地曳網を利用しており、また消極的漁法である定置網漁業の大数網や投網、飯網などが明治前期に続いている。明治中期に入ると㊧沖



第1図 長門豊浦郡漁村手繰網経営  
体数 明治18年

第5表 豊浦郡村浦手繰網経営状況

村名	船数	所有人員	新調費用	保存年限	捕獲魚名	使用法	使用場所	使用季節	1カ年費用	1カ年収入額	1カ年税額
浦田後地村	1	4人	20円	一年	メバル、雑魚	船2艘	浦田後地村磯辺	冬 5~8月	2円	8円	円25
安岡村	82	82	8	3	小タイ、キヌゴ、小魚	船1艘3人乗	安岡村前磯 10~15丁	夏 1~3月	円30	9	円25
和久浦	1	1	30	10	雑魚類	船2艘	和久浦1里許	夏	6円	60	円65
豊浦	7	7	7	半	雑小魚、エビ	船1艘2人乗	豊浦村沖	4~11月	164円25	182.5	円25
豊浦	15	10	7	〃	〃	〃	〃	12~3月	166円	180	円25
宇賀村	12	12	50	6	タイ、アゴ	船2艘	宇賀村海面	5~8月	20円	4	円25
栗野	4	4	6	1	タイ、カマス、サメ	船1艘船2人乗	栗野浦海面		2円	32	円50

合漁場に進出してゆく積極的漁法がだんだん発展し、これが急速に増加したのは明治後期からである。漁法では長門豊浦郡漁村で手繰網、飯網、長ノ緒などの漁業が盛大を極めた。手繰網の経営体は安岡村が八二で最も多く、次いで豊浦町(村)二二、宇賀村二二と南から北浦海岸に行くにつれて減少している。漁獲はタイ、キヌゴ、メバル、カマス、エビその他雑漁などで、一艘に二~三人乗で操業され、使用季節は場所的に相違してい

る。手繰網も手漕ぎから風力を利用する帆打瀬網と動力化され、さらに漁船が機械化されたのは明治三九年からで、手繰船にも取付けられてこの漁業が発達したのは大正一四年以降である。次いで捲揚機などが取入れられて近代的機船底曳網漁業へと発展して行つた。手繰網の経営体数の分布は第5表および第1図の通りである。

鮪き網は南北に偏在的に分布し、島戸浦(一八)、特牛浦(二)、安岡村(二二)、吉見下村(一一)の経営体数が見られ、新調費用は二〇〜二五円であり、操業は漁船一艘に二〜三人乗で、鮪を漁獲し、漁期は五〜六月を主とした。豊浦郡村浦の手繰網経営状況を示せば第5表の通りである。

網代取調の調査対象となつた漁場は「特ニ一定ノ網代ヲ要スルモノ」で、八郡について調査されているが、中でも豊浦、大津、阿武の日本海沿岸の三郡、瀬戸内では大島郡の漁場数が最も多い。これら網代の排他独占的占有利用の必要性が高い漁場だけあつて、漁場経営では大敷網が全体の約半数に近かつた。

これら漁場は村有あるいは部落有であつて、漁場の使用は多く賃貸している場合が多い。豊浦郡響灘海岸漁村の場合、漁場の使用法は浦田後地村の村方協議を除き他の村浦は総て入札法によつてゐる。大敷網の場合、賃貸料は五〜二円であつた。徴収された賃貸料はどのように処分されたかと言へば、漁業者に配分されたもの六村、積置・救助費にあてるもの二村、浦人民の共有金とするもの五村に及んだ。

要するに徴収した漁場賃貸料は各戸平等配分が長門豊浦郡の村浦の約半数に近く、これは⑥漁場が総百姓共有漁場、村中入会漁場であつたが、個々の漁民に平等に帰属する形でなく、村として権利をもつたものにより有利に配分したのでないかと推測されている。

### 3 漁船の動力化と漁撈機構の問題点

明治の初期の無動力船による操業では漁撈行程は沿岸漁場に終始せざるを得なかった。明治一九年には漁業組合準則が公布され、漁村では漁民の強制加入により組合が設置された。これら漁業に従事するものは適宜区域を定め組合を設け、営業の弊害を矯正し利益を増進することにあつた。明治の中期に日本の産業革命的な近代化が促進され、綿糸による漁網が作製されるようになった。明治二九年にはアメリカ式中着網漁業試験が福岡、山口、千葉各県で紹介され、沿岸における旧秩序維持を根幹に、アジア海域への遠洋漁業奨励法が公布された。そして、明治三五年には外国領海水産組合法公布、ついで明治三七～三八年水産罐詰軍用利用というように制度上の改革は水産物の需要を増大していった。明治二〇年代から運輸、交通の発達、それに伴う工業を中心とする工業の急激な発達がみられ、人口の都市集中による国内市場が形成されて行つた。

以上のように需要増大にともない、これを充すには従来の沿岸漁業の地曳網、敷網、大敷網等の沿岸漁業では限界点に達していた。これに反して旋網、打瀬網、流網の沖合漁業など資本制漁業の発達にともなつて漁獲高も増大して漸次需要をみたした。さらに漁船が動力化され漁場が沖合から明治後期には遠洋漁業へと発達して漁獲量はさらに増大し、漁村では大型動力船建造へと進んだ。

漁船の動力化と大型化は乗組員の増加、稼働率を向上せしめ、そして漁業生産力を飛躍的に増大させた。漁業経営では資本主義化されたが、動力漁船でも漁撈形態では、機械化することはなかなか困難である。漁撈技術は陸上の工業のように総て機械化することは困難で、手労働形態に依存する度合が大きいために、資本制生産として本格的に展開し得ないところに技術的問題点がある。

要するに漁撈機構においては、船内の狭い範囲で単純労働に従事し、これら労働者の協業化による場合が多い。労

働問題解決における省力化は昭和の今日においても未だしであって、ここに漁業経営上の問題があるといえよう。

#### 4 入漁登録申請の問題

明治末期になると、入漁登録申請が提出されている。これは明治三五年五月農商務省令第七号漁業法施行規則第一四条および第一五条に依り「入漁の権利及義務に関する登録申請書」を主務大臣へ提出するものであった。

長門豊浦郡矢玉浦は「入漁の権利義務に関する登録申請書」を長崎県知事に提出している。漁場は宍州より宮ノ浦までの沿海、対馬全島海域、漁種は漕ノ緒(宍州)、対馬では鱒緒、漕緒、鯛緒、小鯛緒、底釣、鱈緒、ハイヲ緒等であって、漁期一・一〜四・三〇(宍州)、一・一〜一二・三一(対馬)であった。これら入漁の権利及び之に関する義務登録を長崎県知事に申請したが、長崎県側は専用漁業の免許であるためとして返付して来ている。これに対し矢玉浦は、すでに寛政二年矢玉浦の漁人が及鱒鱒ノ漕緒を發明し、居浦して該漁業に従事して来たところである。天保五六年の頃、矢玉浦の漁人久右衛門なる者が鱈及鱒漕緒の「ハデ」「小坪」「八幡」の浦漁民に漁法を伝受して来た。そして漁法は伝授し得たと雖も網は自製し得なかつたため、矢玉浦が漁具を供給してきた。漁船も十中八九は矢玉浦に注文し来り、明治一八年以来矢玉浦船大工上村松太郎が八幡浦に居浦雇聘を受け造船を続けている。

近年(明治四一年頃)に至っても入漁の際は地方漁業組合員と同資格で漁業して来ており、鑑札をもらっていると、その写しを差出し、出漁の権利登録を得ている。また豊浦郡角島漁業組合および神田下村島戸浦と天津郡向津具村大浦漁業組合、阿川漁業組合や栗野漁業組合と大浦漁業組合ともそれぞれ相互入漁権利に関する登録申請書をとりにかわしている。大浦漁業組合は裸潜漁業によって鮑、蟻螺、沖ウドなどを採取するのに対し、他の漁村に対しては鹹刺網、藻曳網、底刺網など入漁させるといふ契約を取替わしている。

その他福岡県長浜浦漁業組合と、彦島漁業組合との間にも藻手繰網と鱒流網漁業との入漁登録の契約を取結ぶなど、各漁村の漁業組合もそれぞれ登録を申請し、入漁登録証を得ている。

## 五、主要漁業の行程と漁法

主要漁業として大敷網、手繰網については既述しているので、ここではイワシ網漁業、タイ網漁業の二つをとりあげることにする。

### 1 イワシ漁業

イワシ網漁業について明治一八年の②漁網取調書によれば、明治に入っても二〇年頃までは幕末の延長形態で大しの変動はなかった。漁網取調書のイワシ網漁業について示せば第6表の通りである。

当時としては大敷網とともにイワシ網漁業は代表的網漁業であった。イワシ網漁業は、長門豊浦郡漁村の南部海域の宇賀村、涌田後地村、室津下村では、砂浜海岸の地曳網漁業の形態をとり大網（一ヶ年税額三円）であるのに対し北方海域の島戸浦、特牛浦、栗野浦（一ヶ年税額七五銭）などはイワシ小網の形態をもち、多くは磯浜海岸の船曳網漁業によるものが多い。③漁撈技術は極めて低度で消極的であり、漁場も沿岸から一里までの海面であった。漁夫と網元とは封建的關係のつながりを明治に入っても持続したために、非資本主義的なものであった。漁期は場所によって異なるが、春秋が「いりこ」の品質で最も良好であったようだ。干鰯<sup>ほしか</sup>生産は農業用の「肥し」にしたものであるが、「いりこ」利用により需要の範囲は拡大した。

沿岸漁場でのイワシ網漁業では充分な漁獲高をあげ得なかった。沖合を含めた漁場で、新しい漁法として巾着網と

第6表 漁網取調書、長門ノ部

明治18年

	価数	所有人員	新調費用	保存年限	捕獲魚名	使用法	使用場所	使用季節	一カ年費用	一カ年収額	一カ年就額
島戸	△1	1人	60円	2年	イワシ	船2艘 船夫20人	島戸浦海面	春夏	20円	50円	円.75
特牛	△1	1	60	2年	"	"	特牛浦海面	"	20	50	.75
浦田後地	△5	5	35	開始 文政3年來	小イワシ、 雑魚	—	浦田後地村海面	四季	5.5	15	.75
"	○1	2	105	明和元年來	イワシ	漁船2艘	"	春秋	15	30	3.00
"	○3	6	105	"	"	"	"	"	15	30	3.00
壺津	○1	1	600	"	イワシ、ハヤチ、 雑魚	"	壺津下村海面	9~4月	80	15	3.00
"	○4	4	70	"	"	"	"	"	20	35	.70
阿川村	○1	2	40	6年	イワシ	"	阿川浦字浦 壺津村海面	春秋	70	100	3.00
宇賀	○1	1	300	15年	イワシ	"	宇賀村海面	3~6月	50	80	3.00
栗野	△1	1	40	4年	イワシ	"	栗野村治岸 大野口	3~5月	5	40	.75

備考 イワシ網漁業形態 ○大網、△罾小網

改良揚繰網が採用されるようになって、沖合で遊動する魚群を追って随時操業されるようになって、漁獲高が飛躍的に増大するようになったのは明治後期からである。またイワシ巻網漁業やイワシ流網漁業が採用されるようになったのは大正期になってからで、イワシ漁業が最高潮に達した。この漁法は大正期に日本全国のイワシ漁業地に伝播し発展して行った。

以上要するに、<sup>⑧</sup>従来の芋糸を使ったイワシ網漁業は明治二〇〜三〇年に一応限界点に達し、代って沿岸海域より沖合で遊動する魚群を追って操業できる巾着網、揚繰網と発展して、さらに明治末期から大正期にかけてイワシ旋網

や流刺網漁業が発達することによってイワシ漁業は結実したといえよう。

## 2 タイ網漁業

タイの捕獲は古くはタイ釣漁業によったものであるが、生産力の向上はタイ網漁業普及発展による。⑧タイ網には地漕網、沖取網、縛網、タイ曳網、吾智網、手繰網、タイ刺網など多種類の網が使用されたが、最も生産力が高く各漁業地で用いられたのは地漕網および沖取網であった。この地漕網および沖取網はタイ葛網といわれるものである。

⑨長門豊浦郡阿川浦では元和二年に尼崎の漁夫がタイ葛網をもって入漁したことにより、後に習いおぼえて隣接漁村に伝播して行った。

瀬戸内海ではタイ縛網、タイ吾智網が周東地域の漁村および赤間関の漁村では盛大を極めた。しかし、明治一九年の⑩「帆引網一件」によれば、帆打瀬網漁業によってもタイの漁獲をしたことがわかる。山口県では帆引網は沿岸漁業に対して弊害多きにつき「帆引網禁止以来ノ景況」を各漁村に報告させている。赤間関では帆引網禁止後、二、三年後には漸次魚族が繁殖し、漁業上大いに好影響を及ぼしていると報じている。

しかし、沿岸における古い生産機構の矛盾とタイ魚群の減少に基因して、タイ網漁業は一時衰微するに至った。生産機構の改革として、漁船の機械化、大型化および漁法としての綿網の使用と機船底曳網によって近代漁法がとり入れられて漁獲は飛躍的に増大した。西南方面では長崎、山口、島根の三県で、主としてキダイ、アマダイ、チダイ、カレイ、ニベ等を漁獲し、後には朝鮮、台湾、東シナ海など出漁するようになり、遠洋漁業として発展するようになって現代に至った。

## 六、まとめ

1 近代法に編成された明治漁業法は海区官有宣言にはじまり、漁業権制度は漁業組合法、外国海水産組合法、遠洋漁業奨励法など数次の漁業制度の改正をしながら、原則として旧来の慣習を温存し、幕末の漁場占有関係を継承したものであった。

2、長門豊浦郡響灘海岸漁村では大敷網、イワシ網など沿岸定置網漁業では限界点に達したので、旋網、打瀬網、手繰網等の沖合漁業は資本主義の発達につれて発展した。

3、明治以降、漁場の外延的拡大が行われ、これを可能にしたのは漁船の機械化、大型化である。これを一層可能にしたのは生産機構の改革であり、漁網は藁網↓芋網↓綿網と発展的行程をたどったのが明治時代であった。

4、明治時代に入って他県に対する入漁契約を長門豊浦郡の各漁村との間で締結し、また同県内の各漁村との相互入漁契約を取り結ぶなど、漁場の拡大は沿岸から沖合へ、さらに遠洋漁業へと発展して行ったこと。

5、イワシ網漁業も地曳網、船曳網などの沿岸漁場から、揚繰網、巾着網、旋網など沖合で遊動する魚群を追って随時操業されるようになり近代化が進められた。

タイ網漁業もタイ葛網漁法が中心であったが、縛網、吾智網、手繰網と進展し、機船底曳網漁業に至って現代化された。

注

- ① 拙稿 沿岸漁業の地理学的研究 一一頁
- ② 近藤康男編 日本漁業の経済構造 二〇二頁
- ③ 岡本信男 近代漁業発達史 二八頁
- ④ 二野瓶徳夫 漁業構造の史的展開 四九頁
- ⑤ 同右 一六七頁
- ⑥ 岩切成郎 漁場経済からみた漁村構造の変化過程 八頁 漁業経済研究（一九六八年一〇月 一七卷一號）
- ⑦ 県庁資料 水産慣例原稿 農務掛 県立文書館
- ⑧ 拙稿 沿岸漁業の地理学的研究 二六頁
- ⑨ 県庁資料 ⑦に同じ
- ⑩ 平沢豊 漁業生産の発展構造 一九三頁
- ⑪ 同右
- ⑫ 拙稿 ⑧に同じ 三六頁
- ⑬ 岡本信男 近代漁業発達史 三六頁
- ⑭ 同右 ⑬に同じ 八七頁
- 拙稿 ⑧に同じ 三五頁
- ⑮ 岡本信男 近代的漁業発達史 八七頁
- ⑯ 楠美一陽 豊浦水産資料 四一五頁
- ⑰ 県庁資料 漁網取調書 長門ノ部（明治一八年） 県立文書館
- ⑱ 県庁資料 網代取調書（明治一九年） 県立文書館
- ⑲ 平沢 豊 漁業生産の発展構造 一九〇頁
- ⑳ 岡本信男 近代的漁業発達史 一二三頁
- ㉑ 二野瓶徳夫 漁業構造の史的展開 二〇三頁
- ㉒ 同右 四〇五頁

- ⑳ 県庁資料 入漁登録申請（明治一〇四四年） 県立文書館
- ㉑ 県庁資料 漁網取調書 長門ノ部（明治一八年） 県立文書館
- ㉒ 柏尾昌哉 日本の漁業 一四五頁
- ㉓ 同 右 一四八頁
- ㉔ 同 右 六四頁
- ㉕ 山口和雄 日本漁業史 二九頁
- ㉖ 拙稿 沿岸漁業の地理学的研究 二二頁
- ㉗ 県庁資料 帆引網一件（明治一九年） 県立文書館